

# LOR制度導入によるライセンス活性化を軸としたオープン・イノベーション推進の考察

特許第2委員会  
第5小委員会\*

**抄 録** 産業界においてオープン・イノベーションの推進が求められている中、そのような動きに対応した知財戦略の一つとしてライセンスの活性化が挙げられる。諸外国には、ライセンスを活性化する一手段として、特許権者あるいは特許出願人が当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許維持年金の減額などのインセンティブを受けられるライセンス・オブ・ライト（以下、LOR制度という）という制度が存在する。しかし、LOR制度は特許権者の権利維持コスト低減の目的にのみ利用され、本来の目的であるライセンスの活性化につながっていない、との意見もある<sup>1)</sup>。諸外国のLOR制度で懸念される問題点などを踏まえ、ライセンサーおよびライセンシーそれぞれの立場から利用しやすい制度とはどのようなものであろうか、という観点から検討を行った。

## 目 次

1. はじめに
2. LOR制度とは
3. LOR制度導入の課題
4. LOR制度モデルケースの検討
5. 他国のLOR制度との比較
6. 本LOR制度モデルケースの検証
7. おわりに

## 1. はじめに

昨今、低迷する日本産業界を活性化するための糸口の一つとして、企業が外部と連携して革新的なビジネスモデルを構築するオープン・イノベーションの推進が求められている。オープン・イノベーションに対応した知財戦略としては、他社との差別化を図る独自技術は知的財産権を獲得し自己の事業の「守り」に活用するクローズド・モデルの知財戦略に加えて、知的財産権を外部との積極的なやり取りで「攻め」に

活用するオープン・モデルが必要になるとされている。例えば、研究開発の効率化を図るために他社との共同研究開発を行うことにより他社技術を積極的に取り入れたり、他社からライセンスを受けて新規事業に乗り出すなどの取り組みがある。一方、事業の選択と集中の結果、自社利用が見込めない知的財産を他社に譲渡やライセンスを行ったりする取り組みもある<sup>2)</sup>。そこで、当小委員会においては、このライセンスの活性化につながる制度として諸外国で導入されているLOR制度に着目し、当該制度内容及び、当該制度の国内導入が企業のオープン・イノベーションの推進に寄与するか否かについて検討したので、その内容を以下に紹介する。

## 2. LOR制度とは

LOR制度とは、簡単に言えば「特許許諾用意

\* 2012年度 The Fifth Subcommittee, The Second Patent Committee

制度」のことであり、特許権者あるいは特許出願人が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許維持年金の減免などのインセンティブを受けられる制度のことである。既に、イギリスやドイツでは導入されている<sup>3)</sup>。なお、フランスにおいては以前導入されていたが小規模事業者などに対する特許料減額制度の導入に伴い2005年に廃止されている。

### 3. LOR制度導入の課題

国内では、過去にも特許制度研究会などにおいて、LOR制度の国内導入に向けた議論があったが、制度化には至っていない<sup>1)~3)</sup>。

その中で指摘されていた課題のうち、我々は、次の(i)~(iii)の3点に着目した。

(i) 特許のライセンスの活性化につながるかどうか不明。(特許維持年金の減免だけを目当てに制度が利用され、実際には特許のライセンスに繋がらない。)

(ii) 制度設計によっては特許権を弱める方向に作用する恐れがある。(ライセンスを受ける意思を通知すれば差止請求を受けることがないので、侵害行為が容易に行われる。)

(iii) 特許権者とライセンス希望者との間の交渉を支援するシステムを担保する必要がある。

### 4. LOR制度モデルケースの検討

そこで、我々は上述の3つの課題を解決できるLOR制度を模索し検討した。その結果、以下のようなモデルケースであれば、上述の3つの課題を解決できる可能性があると考えた。本LOR制度モデルケースについて、次頁の図1に基づき、以下で要点を説明する。

#### (1) LOR宣言の方法

①特許権の設定登録後に限定せず、特許出願の際から特許庁長官に対して申請することで

LOR宣言を行うことができる。

実際にライセンスの申し入れをするのは権利化後であろうが、ライセンス希望者が手を挙げやすい制度を目指した結果、特許権の設定登録後にLOR宣言を制限するのではなく、出願時以降は設定登録後も含め自由にLOR宣言を行えることとした。

②LOR宣言を行う者は、対象特許(出願)とライセンス条件を公示する。

対価等のライセンス条件の目安がないと、ライセンス希望者は手を挙げ難く、加えて、ライセンス条件の後出しはライセンス希望者の不利益となる。ライセンス希望者が手を挙げやすい制度を目指した結果、LORの宣言を行う者は、対象特許(出願)に加えてライセンス条件を公示することを条件とした。

ライセンス条件をLOR宣言時に公示することで、ライセンス希望者が手を挙げやすくなり、上述の課題(i)を解決でき、特許のライセンスの活性化につながると考えた。

LOR宣言時の公示事項としては以下を必須事項とした。

- ・希望対価(ただし合理的な範囲とする)
- ・許諾先を異業種限定とするか否か
- ・連絡先

他の公示可能な事項としては、以下が挙げられる。

- ・複数特許の一括ライセンス時にパッケージ割引の有無など

許諾先の限定については、仮に製品や地域等の限定まで行えるようにすると制度が複雑化すると共にライセンスに結び付き難くなると考えたため、異業種限定の有無のみとした。

ライセンス条件の変更は公示後も可能とするが、既存のライセンシーに対しては、希望対価等が変更された場合、変更前または変更後の好ましい条件で更新できるものとする。

## (2) LOR宣言の効果

①LOR宣言された場合は、公報（公開，登録）にLOR宣言した旨を表示する。

LOR宣言があった旨を広く公衆に伝えるためである。

②LOR宣言を行うことによるインセンティブとして、LOR宣言をした対象特許の維持年金が減額される。

ただし、日本の特許維持年金は、登録後第1～3年で約2,400円～/年、第4～6年で約7,600円～/年と比較的安価であるため、特許維持年金を減額するだけでは大きなインセンティブが得られるとは考え難く、LOR制度を促進しライセンスを活発にするためには、特許維持年金の減額に加えて、更なるインセンティブの存在が望まれる。更なるインセンティブの例としては、以下の案が考えられる。

- ・ライセンスが成立すれば特許維持年金の減額率が大きくなる（または無料になる）
- ・出願と同時にLOR宣言を行えば、出願費用を減額し、強制的に早期公開する
- ・審査請求前にLOR宣言を行えば、審査請求料を減額し、優先審査の対象とする

③ライセンス希望者が出願人／特許権者に直接ライセンスを申し入れることで、ライセンス交渉をスタートする。

ライセンス希望者が手を挙げ易くする、という観点から第三者（公的な仲介機関を含む）による仲介も検討したが、ライセンス条件を公示することで十分と判断した。

④ライセンス希望者は、出願人／特許権者にライセンスを申し入れることで、ライセンスを受けたものとみなされる。

ライセンス希望者による出願人／特許権者へのライセンスの申し入れ以降、ライセンス締結迄の間は、ライセンスを受けたものとみなす（特許権者の差止請求権・損害賠償請求権の権利行使に対して抗弁することができる）こととした。

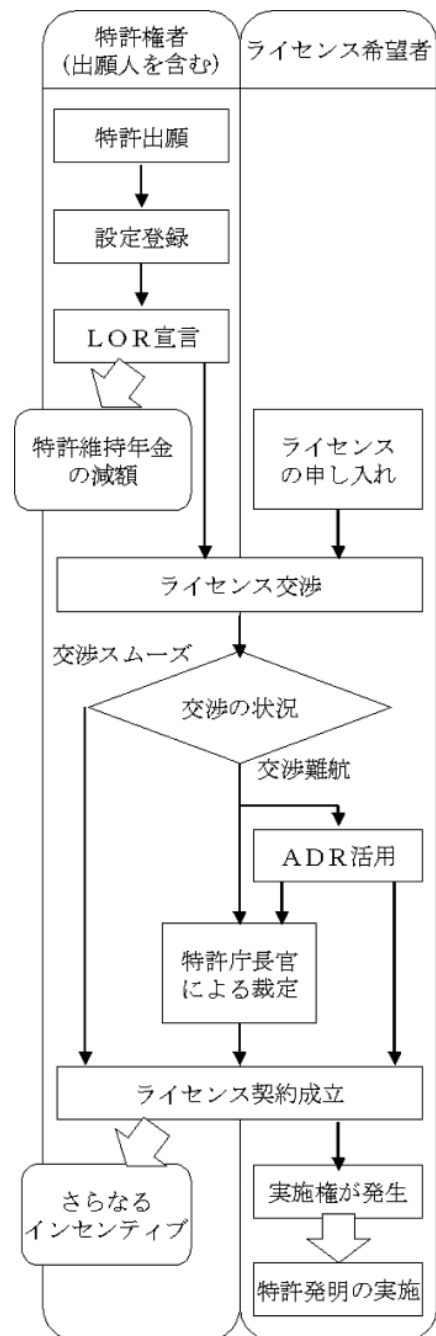


図1 本LOR制度モデルケース

なお、ライセンスの申し入れとは、出願人／特許権者にライセンス希望者からライセンスを希望する旨の正式な書面が届いたときを指すこととする。

ライセンスの申し入れ後に、ライセンス希望者が不測の不利益を被るリスクをできる限り減らし保護することで、ライセンス希望者が手を挙げやすい制度になると考えた。これにより、

上述の課題（i）を解決でき、特許のライセンスの活性化につながると考えた。

ただし、ライセンス希望者の都合によりライセンス交渉を辞退した場合は、ライセンスを受けたものとみなされた状態が遡及的に消滅し、出願人／特許権者の権利行使の対象となり得るものとした。

⑤ライセンス条件は原則として両者合意によるが、合意に至らない場合は、ADRまたは裁定に実施条件の仲裁を依頼し、公示したライセンス条件（公示条件）の範囲内でライセンスを成立させる。

出願人／特許権者が、ライセンス交渉の段階になって、ライセンス希望者が想定していなかった条件を提示する等によりライセンス交渉が暗礁に乗りかけた際であっても、ライセンス希望者が辞退しない限り、ADR（裁判外紛争解決手続）または特許庁長官による裁定により公示条件の範囲内でのライセンスを成立させることとした。

ライセンス希望者が不測の不利益を被ることなく、確実に公示条件の範囲内でのライセンスが締結可能となることにより、ライセンス希望者の安心感を高め、更にライセンス希望者が手を挙げやすくなると思ったからである。

これにより、上述の課題（iii）を解決でき、出願人／特許権者とライセンス希望者との間の交渉を支援するシステムが担保される。

つまり、最初に公示した条件を超える要求を出願人／特許権者がライセンス希望者に対して行うことは認めないこととしている。

⑥ライセンシーは、原則として契約を更新することができる。

出願人／特許権者の都合によりライセンス契約を短期で解消されないことを目的とした。

ライセンシーは、ライセンス締結後に、対象特許のLOR宣言が取り下げられた場合であっても、取り下げの効果が及ばないこととして、引

き続き同じ条件でライセンスを受けられるように契約を更新できる権利を有することとした。

一方、対象特許のライセンス条件が後に変更された場合には、ライセンシーは変更前または変更後の好ましい条件で更新できるものとした。

⑦本LOR制度モデルケースに基づくライセンスは、通常実施権のみとする。

本LOR制度モデルケースによるライセンスは、オープン・イノベーションの促進という観点から非排他的ライセンスを基本とするため、ライセンス希望者が専用実施権を希望し、出願人／特許権者が合意した場合、出願人／特許権者はその対象特許についてLOR宣言の取り下げを行う必要がある。取り下げ後の専用実施権の交渉はLOR制度の管轄外となる。

なお、LOR宣言の取り下げ前に、他のライセンス希望者が申し入れをしてきた場合、出願人／特許権者はこれを拒んではならず、ライセンス交渉に応じなければならない。

### (3) 宣言の取り下げ

①出願人／特許権者は、LOR宣言を取り下げることができる。

一度、LOR宣言を行ってしまうと取り下げることができないような硬直的な制度では、特許権者がLOR宣言を行い難くなると考え、LOR宣言の取り下げを可能とした。

ただし、既にLOR制度を利用してライセンスを締結したライセンシーが不利益を被ることは防止されるべきであるから、既存のライセンシーに対しては、取り下げの効果は及ばないこととした。

即ち、LOR宣言が取り下げられた場合であっても、既にライセンス契約を締結した者に対しては、取り下げの効果が及ばないこととして、同じライセンス条件で契約を更新可能とした。

②LOR宣言から所定の期間は取り下げ不可とす

る。(特許権設定登録前のLOR宣言の場合は、登録後、所定の期間取り下げ不可とする。)

「一度、LOR宣言を行ってしまうと取り下げることができないような硬直的な制度では、特許権者がLOR宣言を行い難くなる」と上述したが、LOR宣言を行った後、すぐにLOR宣言を取り下げを認めると、手を挙げようとしていたライセンス希望者の不利益が大きくなることと、特許維持年金の減額という利益を受けるためだけにLOR制度が利用されることになるので、LOR宣言後、取り下げ不可とする期間を設けなければならないと考えた。

#### (4) 権利行使の制限に関して

①LOR宣言するまでの間は、差止請求権・損害賠償請求権を行使できる。

LOR宣言を行うまでは、当然ながら、通常の特許権と何ら変わるところがないとした。

②LOR宣言後も、通常の特許権と同じく、差止請求権・損害賠償請求権を行使できる。

LOR宣言後も、自発的に手を挙げたライセンス希望者を除き、侵害者に対する特許権者の権利は担保されるとした。

③自発的に手を挙げたライセンス希望者に対しては、ライセンス希望者の申し入れからライセンス成立までの間は、ライセンス希望者に対してライセンスを与えたものとみなす。

(2) ④で記載したように、ライセンス希望者を保護するためである。

④自発的に手を挙げたライセンス希望者の都合によりライセンス交渉を辞退した場合は、ライセンスを受けたとみなされた状態が遡及的に消滅し、出願人／特許権者の権利行使の対象となり得る。

公示されたライセンス条件の範囲内で出願人／特許権者がライセンス交渉を行ったにもかかわらず、ライセンス希望者の都合でライセンスがまともにならなかった場合は、ライセンスを受け

たとみなされた状態は遡及的に消滅し、出願人／特許権者の権利行使の対象とした。

これによって、LOR制度によって特許権が弱められることを防止できると考えた。即ち、上述の課題(ii)を解決できる。

⑤LOR宣言している特許について、出願人／特許権者が警告状を送付した後に、その相手からライセンス希望の申し入れがあった場合は、公示したライセンス条件(公示条件)に則りライセンス交渉をする義務はない。

出願人／特許権者がLOR宣言時に公示条件に則って交渉をしなければならないのは、あくまでも自発的に手を挙げたライセンス希望者に対してのみとした。

出願人／特許権者が警告状等を送付した後に初めて手を挙げてきたライセンス希望者に対してまで出願人／特許権者が公示条件に則ってライセンス交渉を行わなければならないとすると、侵害者は差止請求を受ける恐れなく、出願人／特許権者から指摘されるまで侵害し続けられる、所謂逃げ得となるため、侵害を助長する仕組みとなってしまう。

そこで、出願人／特許権者がLOR宣言時に公示条件に則って交渉をしなければならないのは、あくまでも自発的に手を挙げたライセンス希望者に対してのみとすることで、上述の課題(ii)を解決し、LOR制度によって特許権が弱められることを防止できる。

#### (5) その他

下記の事項は、ライセンス交渉時に揉める事項ではあるが、当事者交渉で解決する範疇のものであり、法制度としてのLOR制度の枠組みには入れないこととした。

- ・LOR宣言特許の改良・利用発明の取り扱い
- ・LOR制度の下、ライセンスした特許が無効となった場合の対価の取り扱い
- ・LOR制度の下、ライセンスした特許が利用発

明であった場合の対価の取り扱い  
・LOR制度の下、ライセンスした特許の対応外国特許の実施許諾等

#### (6) まとめ

我々は、上述のLOR制度モデルケースによって、上述の3つの課題(i)～(iii)を解決できると考えた。

特に(1)②(ライセンス条件の公示)および(2)④(確実なライセンスの取得)によって、課題(i)を解決でき、特許のライセンスの活性化につながると期待できる。

また、(4)④(自己の都合でライセンスを辞退した者には権利行使できる)および(4)⑤(警告状を送付した後に手を挙げてきた者に対しては権利行使できる)によって、課題(ii)を解決でき、LOR制度によって特許権が弱められる事を防止できる。

さらに、(2)⑤(ADRまたは裁定による仲裁)によって、課題(iii)を解決でき、特許権者とライセンス希望者との間の交渉を支援するシステムを担保することができる。

上述のLOR制度モデルケースにおいても、制度の詳細設計については検討すべき余地が多々あるが、前述の大きな3つの課題を解決し、オープン・イノベーションを促進する制度として一考の余地があるのではないかと考える。

## 5. 他国のLOR制度との比較

LOR制度は、イギリス、ドイツにて運用されている<sup>3)</sup>。一方、フランスでは以前導入されていたが、2005年に廃止されている。

我々のLOR制度モデルケースを、これら3カ国のLOR制度と比較した。その差異の要点を、次頁の表1に基づいて、以下で要点を説明する。

①LOR宣言時に出願人/特許権者がライセンス条件を公示する旨は、英独仏の規定にはない。この仕組みによって、上述の課題(i)を解

決でき、特許のライセンスの活性化につながると期待できるため、条件公示という仕組みは、英独仏のシステムに比して本LOR制度モデルケースの優れている点と考える。

②特許権の設定登録前にLOR宣言できる旨の規定は、独にはあるが、英仏にはない。

ライセンス希望者にとって好ましい制度となっていると考える。

③特許権を弱める作用を防止する仕組みについて、英独仏に比して充実している。

4.(4)④や⑤に記載したような制度は、英独仏には存在していない。

## 6. 本LOR制度モデルケースの検証

上述の本LOR制度モデルケースの有効性を検証すべく、A社、B大学、特許庁にヒアリングを行った。

### (1) A 社

A社は、国内有数の電機メーカーであり、国際的な特許出願件数も非常に多く、技術の国際標準化活動も積極的に行っている。また、諸外国のLOR制度に対して1,000件強の登録申請を行い、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する開放特許情報データベースにも多数の特許を登録している。

なお、LOR制度を利用する主な目的は、他社にライセンスしても良い案件と独占排他的な活用を目指す案件とを明確に分け、ライセンスする意思がある案件についてLOR制度を利用することにより活用の促進を図ると共に、特許維持コストを削減することにある。

・意見交換の内容

①LOR制度を検討するのであれば、ハーモナイゼーションの観点から他国と調和の取れた制度とすることが好ましいという意見があった。

事業や特許出願がグローバル化している現状

表1 他国のLOR制度との比較

	弊小委員会 LOR制度モデルケース	イギリス	ドイツ	フランス (2005年廃止)
根拠法	—	特許法46条	特許法23条	知的財産法 613条の10
制度の目的	オープン・イノベーションの 促進 など	導入目的は不明	未利用特許 の利用促進	不明
宣言による特 許権者／出願 人の利点	年金の減額 (+ 審査請求料の減額 + ライセンスを得たときに減 額率大など)	年金の50%減額	年金の50%減額	年金の40%減額
宣言の申請者	出願人／特許権者	特許権者	出願人／特許権者	特許権者
申請可能時期	特許出願後	特許権発生後	特許出願後	不明
ライセンス 条件の公示	有り	無し	無し	無し
宣言の 取り下げ	可能 (ただし、既存のライセンシー には効果が及ばない)	可能 (ただし、ライセンシーが いない場合、または、ライ センシー全員の合意がある 場合)	可能 (ただし、ライセ ンシーがいない場 合)	可能 (ただし、既存の ライセンシーには 効果が及ばない)
交渉を支援す るシステム	有り (当事者の申立によりADRま たは特許庁長官が裁定)	有り (当事者の申立により知的 財産庁長官が裁定)	有り (当事者の申立に より特許商標庁が 決定)	有り
実施権発生 の時点	ライセンスが合意に至ってか ら(ただし、ライセンス申し入 れ～合意をみなし期間とする)	ライセンスが合意に至って から	第三者が実施する 意思を示してから	第三者が実施する 意思を示してから
特許権を弱め ることを防止 する策	自発的にライセンスを希望し てきた者以外に対しては、差 止請求を含む通常の権利行使 を行える。	侵害訴訟で実施許諾を受け ることを約束すれば、ライ センシーは差止請求を受け ない。 損害賠償額は、侵害前にラ イセンスが取得されていた 場合の実施料額の2倍を超 えることができない。	ライセンシーが補 償の支払いを怠る 場合には、特許権 者は実施の差止め ができる。	(不明)

においては、日本だけでなく諸外国でのLOR制度も利用する可能性がある。そのため、各国で調和が取れた制度のほうがユーザーとして利用しやすいからである。

②LORを宣言する時点で、ライセンス条件の公示を求めるのは、ハードルが高いとの意見があった。  
ライセンス先や利用する製品などが確定して

いないLOR宣言時にライセンス条件を設定することは難しく、またLORを宣言後の状況変化の予測が難しいと考えられるからである。

③複数の特許、技術、ノウハウをパッケージとしてライセンスが可能となる制度設計を期待するとの意見があった。

単独の特許のみのライセンスでは事業を行うのに不十分な場合が多く、複数の特許、ノウハ

ウを含めたライセンスでないと、事業として成立しないと考えるからである。この点について本LOR制度モデルケースでは、ライセンス条件の公示の際にパッケージとしての公示もできる点を評価頂いた。

- ④日本にもLOR制度が導入されるのであれば外国と同様に活用したいとの意見があった。

## (2) B大学

B大学は日本屈指の国立大学であり、世界的に非常に重要な研究も行われている。研究成果の社会への還元の見地から、INPITの開放特許情報データベースや科学技術振興機構（JST）の公開データベースに多くの特許を登録しているだけでなく、保有している特許を紹介する冊子を独自に作成、配布する等、積極的にライセンスに向けた活動を行っている。また、国立大学であるという大学の位置付けからは、日本企業が大学の研究成果である発明を積極的に活用し、産業が活性化されるのであれば、それは好ましいことであるとの考えも持っている。

### ・意見交換の内容

- ①LOR制度は活用の方法によっては、ライセンス許諾の用意がある旨を「公的に」発信できる手段にもなり得るという点についてメリットがあるという意見があった。

LOR制度を、ライセンス許諾を受ける意思があるかを日本企業に確認する機会を設ける公的な開示として活用すれば、すべての企業に等しく特許活用の可能性を確認することができる。例えば、これにより、日本企業が当該発明を積極的に活用する意思があれば、先んじて権利購入、ライセンス等の申し出をできる機会が設けられることになり、前述のような国立大学としての位置づけとも整合性が取れるものとなる。

- ②更に、ライセンスの条件を設定、開示できる点についてもメリットがあるという意見

があった。

例えば、研究成果について技術分野ないしは用途毎にライセンス条件を設定する場合のほか、特定の技術分野ないしは用途では既にライセンスが見込まれており、それ以外でライセンスを考えている場合、もしくは軍事技術への転用等研究成果の特定の用途での活用を避けたい場合など、ライセンスの対象となる技術分野ないしは用途を区切り、ライセンス活動を行うことがある。その場合、本LOR制度モデルケースのようにライセンスの条件を設定、開示できるとすれば、研究成果について特定の技術分野ないしは用途（例えば「●●の分野」あるいは「●●の分野以外」）では制度を利用し、その他では制度を利用せずにその活用を図るなど、これらの課題を容易に解決することができ、利用しやすい制度となると考えられるためである。

- ③一方で、費用の減免等によるメリットは小さいという意見があった。

これは国立大学であることから既に審査請求費用等の減免を受けているためである。また、ライセンスしている場合、権利維持費用はライセンシーが負担する場合がある。ただ、メリットは小さいといっても全くないということではないため基本的には制度があれば活用していく可能性もあるとの意見もあった。

また、費用以外の側面で、原則として広くライセンスをし、産業の発展に寄与することを前提とした権利化推進措置が取られるならば、より活用の可能性が高まるであろうとの意見もあった。

## (3) 特許庁

特許庁においては、2009年に特許制度研究会が設置され、特許権の積極的なライセンスによりイノベーションを促進するため、ライセンス制度の在り方について論点を整理すると共に、LOR制度の導入について検討が行われた。LOR



制度に関し、当該研究会において「制度導入については賛否が分かれたこと、制度の特許活用促進効果の見込みや詳細設計についての懸念も示されたことを踏まえ、特許権の活用の実態を見定め、制度の詳細設計に関する検討を深めつつ、制度の導入の是非について引き続き検討を行うべきではないか。」との意見が取りまとめられている<sup>1)</sup>。

そこで、LOR制度について、特許庁総務部企画調査課からヒアリングを行った。

・意見交換の内容

- ①料金減免については慎重な検討が必要であり、LOR制度導入のインセンティブについては料金減免以外の方策も検討してはどうか、という意見があった。

その理由として、特許料・審査請求料等の各種手数料は収支相償の原則に基づき、必要な費用を受益者の負担により賄うように設定されており、種々の料金は全体として産業財産権行政に関する総経費を支出するように設定されているところ、LOR制度による料金減免についても、こうした事情を総合的に勘案して検討する必要があるからである。

- ②特許庁長官の裁定による実施権の設定については、一般的に非常に難しい問題とされてきた。これまでも、諸外国の制度との整合性や国際的枠組みとの整合性の観点、我が国のプロパテント政策への影響や途上国への影響といった政策的観点等からの検討が必要との意見があった。
- ③ライセンス条件を公示することは特許活用の促進に繋がる可能性がある一方で、条件を公示することが出願人／特許権者にとって難しいのではないかという意見があった。

これは企業から寄せられた意見と同じである。

- ④ライセンス条件を公示し特許活用の促進に繋げるためであれば、INPITによって現在

も運営されている開放特許情報データベース<sup>4)</sup>の活用が良策ではないかという意見があった。

開放特許情報データベースは特許活用促進を目的として作られたものであり、インターネット上で、企業、大学等の開放特許を一括して無料で検索できる公的なサービスである。このデータベースには、ライセンスする意思のある特許の情報が登録されており、ライセンス条件を公示することも可能である。この仕組みを利用して、ライセンス条件を公示することで、技術導入を検討する企業等が、開放特許の情報を閲覧する際に、そのライセンス条件を加味してより具体的に検討を進めることができるため、特許活用の促進に繋がらうというものである。

## 7. おわりに

本稿では、オープン・イノベーションの推進という目的を達成する一手段として考えられるLOR制度について検討を進めてきた。諸外国の現行LOR制度では、特許権者の特許維持コスト低減目的のために利用されるだけであり、あまりライセンス締結には結び付いていないという意見もある<sup>1)</sup>ことから、ライセンサーおよびライセンシーのそれぞれの立場から利用しやすい制度とはどのようなものになるのか、との観点から検討を行ってきた。

その中で、本LOR制度モデルケースに対しては、ヒアリング先からも概ね有効であるという意見を得られ、オープン・イノベーションの推進に対して一定の効果を得られると考えられる。特に、特許権者側からライセンス条件を事前に提示するという仕組みについては、幾つかのヒアリング先から好意的な意見もあった。ライセンス条件の目安を事前に知ることができれば、ライセンス希望者も検討しやすくなり、ライセンスの活性化の一助になるのではないかというものである。

しかし、LOR制度を法制度化するということに対しては、財源、産業界の意見の統一、細かな法制度の検討等の課題が多々あることも事実であり、LOR制度の導入には高いハードルがある。

もしLOR制度の法制度化が難しいということであれば、次善の策として、現行の各社企業のホームページやINPITの開放特許情報データベースを活用することも考えられる。

本稿で提案したLOR制度モデルケースの導入によって得られる効果としては、特許権を弱めることを防止する策を講じつつ（課題(ii)）、ライセンス条件の公示によるライセンス活性化の推進（課題(i)）、およびADRや裁定の仲裁によって特許権者とライセンス希望者の交渉を支援する（課題(iii)）ことによるライセンス締結の推進が挙げられる。

例えば、上述のHPやデータベースにおいて、特許権者側からライセンス条件を提示するようにすれば、本LOR制度モデルケースの導入による課題(ii)(iii)の効果を得ることは難しいながらも、課題(i)の効果に関しては、一定の効果を得ることは可能であると考えられるため、このような方策も有効であると考えられる。

以上、オープン・イノベーションの推進に寄与する一手段としてLOR制度モデルケースや開

放特許情報データベースの活用などを検討してきた。本稿がオープン・イノベーションの更なる促進を考える際の一助となれば幸いである。

本稿は、2012年度特許第2委員会の原田良一委員長（日本信号）、下萩原勉委員長代理（日立製作所）、同第5小委員会のメンバーである、気田健久（小委員長：ジェイテクト）、藤井裕（小委員長補佐：ダイキン工業）、加藤幸雄（小委員長補佐：フジクラ）、江頭潤（小委員長補佐：コニカミノルタ）、小瀬木健（NTTファシリティーズ）、鈴木良一（日本化薬）、中村雅彦（鹿島建設）、齋藤眞史（大日本スクリーン製造）、吉橋雅人（TOTO）、小林心（日本電信電話）、永松貴志（日立ハイテクノロジーズ）、筒井宣圭（富士重工業）、加古学（日立電線）の執筆によるものである。

#### 注 記

- 1) 「特許庁 特許制度研究会『特許制度に関する論点整理について』」（2009年12月）
- 2) 「知的財産本部 オープン・イノベーションに対応した知的戦略の在り方について」（2008年）
- 3) 「英・独におけるライセンス・オブ・ライト制度およびその利用実態」  
PARI Working Paper Series No.2（2009）
- 4) <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBSservice>

（原稿受領日 2013年7月1日）